

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年3月13日（令和6年（行情）諮問第246号及び同第247号）及び同月27日（同第291号）

答申日：令和6年12月16日（令和6年度（行情）答申第721号ないし同第723号）

事件名：特定医薬品に係る特定事項に関する文書の不開示決定に関する件
特定医薬品に係る特定事項に関する文書の不開示決定に関する件
特定医薬品に係る特定事項に関する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年10月27日付け厚生労働省発医薬1027第24号、同年11月29日付け同1129第26号及び同年12月6日付け同1206第14号（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 原処分1（諮問第246号）

（ア）審査請求の趣旨及び理由

昨年、米連邦裁判所・特定判事によりFDAに特定医薬品X成分公開の判決が出ました。現在も進んでいます。この特定医薬品X成分表2023年特定月日αの11ページの公開7ページ目に特定物質Aは公開されており、FDAツイッターによると、支援材料として入っていると回答しています。この7ページ目を開示してくださいとお願いしました。世界各国もこの情報が流れており、厚労省が何度出しても不開示にするのは収得していないのか？調べて入って

いれば公開してくださいとお願いしました。

しかし、８月２２日の国会において川田龍平議員による質問に、医薬・生活衛生局の特定氏が、特定判事に判決は把握していると答えています。把握しているなら、FDAの特定医薬品Xの成分表７ページ目は出せるはずですから出してください。

(イ) このFDAの情報がでて以来、半年近くも厚労省に情報開示請求して、この特定医薬品X成分表の７ページ目を開示して下さいとお願いしました。しかし毎回、事務処理上作成又は収得してないと不開示ばかり出てきます。国民は何も知らされずに、特定医薬品X打ち続けています。特定物質Aは、入っていると認識して接種させているのか？安全性に問題は無いのか？国民としてはっきり厚労省に確認したいですから、この７ページ目を開示して下さい。

イ 原処分２（諮問第２４７号）

(ア) 審査請求の趣旨及び理由

情報開示請求を何度か繰り返し、FDAによる特定医薬品X成分表が、昨年、特定判事による判決で公開が進んでいます。２０２３年特定月日 α 分の公開に特定物質Aは記載されており、この部分の開示を請求しました。FDAのツイッターの回答でも支援材料として入っていると回答しており、この部分がネット上でも公開されて事実です。ところが厚労省はこれを何度、情報開示請求しても事務処理上作成又は所有してないと不開示を出してきます。最近８月２２日の特定放送局のニュースを見て、国会において医薬・生活衛生局の特定氏が川田龍平議員に答え、特定判事の判決は把握していると答え、事務処理上作成できる状態にある事がはっきりしました。この、２０２３年特定月日 α 分のFDAによる特定医薬品Xの特定物質Aの部分を開示してください。

(イ) 審査請求期間経過後に審査請求する場合の正当な理由

このFDAによる特定医薬品Xに特定物質Aが入っていることは、今年の４月２日にアメリカ・FDAによる速報が流れました。その後、世界中でこの報道は流れており、厚労省が把握してないとは信じられません。実際８月２２日の国会で特定氏・医薬・生活衛生局職員が、把握していると答えており、開示しないのは不適切です。開示して下さい。FDAによる特定医薬品X成分表の２０２３年特定月日 α の特定物質Aの部分です。

ウ 原処分３（諮問第２９１号）

(ア) 審査請求の趣旨及び理由

今年の４月２日にFDAが特定医薬品Xに特定物質Aが入っていることが報道されました。２０２３年特定月日 α のデータ資料に、

それは記載されていました。これを開示していただきたいと、何度も情報開示請求して、お願いしましたが、事務処理上作成、または収得した事実はなく保有していないと理由にあり不開示決定通知ばかり出てきました。そして、2023年特定月日β付特定医薬品Xの併用終了の報道があり、新しい特定医薬品Yに変わるので、その特定医薬品Yに特定物質Aが入ってるかどうか答えて頂きたいと請求しました。なぜなら、2022. 4. 26の参議院厚生労働委員会で、川田龍平氏の質問に答えて、医薬・生活衛生局長の特定氏の発言が、「テキサス州の裁判でFDAが開示したデーターというのは先生に御指摘の同じところに我々もニュースなど先生の御指摘を踏まえて調べた結果でございますが、把握いたしました」と答えており、このデーターに出ており把握していると答えています。ですから、データーは保有していますし、インターネットでも公開されていて、把握しているはずですから、出せるはずだとお願いします。

(イ) 審査請求期間経過後に審査請求する場合の正当な理由

9月26日付で出し、11月25日まで延長が届きました。その後、12月20日ごろ届きました。その間も、何度もFDAの特定医薬品Xの特定物質Aの掲載されている部分も送り、これを出してくださいとお願いしました。インターネットで公開されており、世界中でこの件は報告されています。

厚労省が正式に出すことが大切であり、この事はきちんと特定法人かFDAに確認して、間違いがなければ開示していただきたいとお願いしました。それでも、文書が特定されていないと理由に書いてきますが、特定局長が把握していると考えており、テキサス州の判決は把握しています。このテキサス州の判決に特定医薬品Xの成分資料の公開は75年先に公開することが決定され、今も公開が進んでいます。2023年特定月日α公開分に特定物質Aは記載されています。ですから出してください。

(2) 意見書

ア 原処分1及び原処分2（諮問第246号及び同第247号）（共通）
新しい情報が増えたので追加します。

「国民の皆様の声」募集送信フォームが厚労省サイトに出ていました。質問に回答するとのことで、2月7日に、特定医薬品Xに支援材料として特定物質Aは入っているかを質問しました。回答がないので3月20日に、再度質問しました。その2日後に回答が入っており、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課から、特定医薬品Xに特定物質Aは入っていないと回答しました。添付文書が、案内していましたが、これではなくFDAが開示した特定医薬品Xデーターで

回答していませんでした。厚労省が入っていないと明確に回答しましたから情報開示請求に「特定医薬品Xには特定物質Aは支援材料としても含まれている情報はないので不開示だと」と開示できます。そのように厚労省の検査結果として開示して下さい。

これもつけ足して下さい。厚労省が特定物質Aは入っていないと答えました。初めて明確に答えました。

こんなに、はっきり回答していただき、びっくりしました。（添付資料略）

イ 原処分3（諮問第291号）

この審査請求票を出しているうちに、動きがありました。厚労省「国民の皆様の声」質問メールで厚労省医薬品審査課が答えてくれました。

特定医薬品Xには特定物質Aは入っていないと。驚きましたが、初めて厚労省がはっきり入っていないと回答くれました。

そうするとFDAが昨年4月、速報で特定医薬品Xに特定物質Aは入っていたと流しましたが、これはどうなるのか？

世界中でも、流れていてもFDAも特定法人も反論しません。そして、今回さらに分かりましたが、特定医薬品Xに、特定物質B、特定物質Cと特定物質Dが入っていることが分かり、驚愕しました。欧州医薬品庁の評価報告書で確認していると。これらはヒトや動物には決して使用しないという製造者の「警告」が出ています。

厚労省は、特定物質Aは入っていないと断言しましたが、特定物質Bはどうするのか？伺いたいですが、今回は報告だけしておきます。このようなワクチン平気で打たせ続ける厚労省に不信感を持ちます。子供や妊産婦にも打たせています。恐ろしいと思います。

超過死亡も、どんどん増えて日本人がいなくなります。（添付資料略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（諮問第246号）

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、開示請求者として、令和5年9月15日付け（同月19日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書1に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が、令和5年9月19日付けで、審査請求人に対し、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容から、開示請求に係る行政文書を特定することが困難であるとして、請求内容を補正するよう依頼したところ、審査請求人は、同年9月25日付け（同月28日受付）の補正書により、以下のとおり、本

件開示請求を継続する意思を明らかにした。

「事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない・・・それは厚労省の事実上の所作であり、実際FDAによる特定医薬品Xの成分表は開示されており、FDAのSNSで成分ではないが支援材料として入っていると回答しています。何度も送りましたが、これを確認したうえで、事務処理上作成又は取得できないと回答していますか？何度も送りましたが、法5条ロの人の生命、健康・・・公にすることが必要であると認められる情報・・・とあり、これだけ不安に感じていますから、はっきり答えて下さい。

(中略)

きちんと事実を確かめたいので、入ってないなら、事務処理上作成又は取得した事実ではなく、「入ってないと確認した」と出してください。それで安心しますので。」

ウ これを踏まえ、処分庁は、本件開示請求が形式的な不備がある不適法な請求であるとして、原処分1を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年12月12日付け（同月14日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分1は妥当であり、棄却すべきである。

(3) 理由

ア 原処分1について

(ア) 審査請求人が本件開示請求により開示を求める内容は「特定医薬品Xに特定物質Aが含まれているかどうか」であるが、具体的な対象文書が明らかでないため、処分庁は、審査請求人に対し、

①具体的な対象文書を示さない場合は文書が特定できないことから不開示となること、

②FDAが開示した文書のうち、特定物質Aが特定医薬品Xに入っていることを示す文書について審査請求人が令和5年5月に開示請求を行った際、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため不開示決定を行ったこと

を踏まえ、同様の請求内容であれば不開示となることを伝え、請求内容を補正するよう依頼したところ、審査請求人は摘示する事項について回答を求めるのみで、具体的な対象文書を示さず、補正する意思を示さなかった。

(イ) このため、処分庁は、開示請求に係る行政文書を特定することができず、本件開示請求は、単に審査請求人の摘示する事項について回答を求めるにとどまることから、形式上の不備がある不適法な請求であることを理由に、不開示とした。

イ 原処分１の妥当性について

(ア) 本件開示請求は審査請求人の摘示する事項について回答を求めるにとどまるものであり、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には開示請求に係る行政文書を特定するに足る情報が記載されていなかったことから、処分庁は上記アのとおり、審査請求人に請求内容について補正するよう依頼している。

(イ) しかしながら、審査請求人は、引き続き、自身の摘示する事項について回答を求めるのみで、上記のとおり補正を依頼しても、なお開示請求に係る行政文書を特定するに足る情報を記載せず、自身のこれまでの主張と要求を繰り返していることから、結局、審査請求人は、行政文書の開示を求めているのではなく、審査請求人の摘示した事項に対し、審査請求人が主張したとおりの回答を求めているに過ぎないと解するのが相当である。

(ウ) したがって、本件開示請求について、法９条２項に基づき、形式的な不備がある不適法な請求として不開示とした原処分１は妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

(ア) 審査請求人は、審査請求書において、特定医薬品Ｘの成分表７ページを開示するよう主張するが、本件開示請求書及び補正の経緯から、審査請求人が本件開示請求において、特定医薬品Ｘの成分表７ページの開示を求めていたと解する余地はなく、その主張は原処分１の結論を左右しない。

(イ) 仮に、特定医薬品Ｘの成分表７ページの開示を求めるのであれば、「請求する行政文書の名称等」欄にその旨を記載し、新たに開示請求すべきである。

(４) 結論

よって、本件審査請求については、原処分１は妥当であるから、棄却すべきである。

２ 原処分２（諮問第２４７号）

(１) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、開示請求者として、令和５年１０月１６日付け（同月１８日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、本件対象文書２に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が、令和５年１０月１８日付けで、審査請求人に対し、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容から、開示請求に係る行政文書を特定することが困難であるとして、請求内容を補正するよう依頼したところ、審査請求人は、同月２６日付け（同月３０日受付）の補正書により、以下のとおり、本件

開示請求を継続する意思を明らかにした。

「何度もお送りしますが、特定されています。これは、2022, 1, 10のFDA NEWSです。真実であることを証明するために英語版と翻訳版を入れておきます。・・・(略)・・・ここまで、真実が明かされており、きちんと反論文を出して、こんな事実はやだと証明してください。お願いします。」

ウ これを踏まえ、処分庁は、本件開示請求が形式的な不備がある不適法な請求であるとして、原処分2を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年12月12日付け(同月14日受付)で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分2は妥当であり、棄却すべきである。

(3) 理由

ア 原処分2について

(ア) 審査請求人が本件開示請求により開示を求める内容は「特定医薬品Xに特定物質Aが含まれているかどうか」であるが、具体的な対象文書が明らかでないため、処分庁は、審査請求人に対し、

①具体的な対象文書を示さない場合は文書が特定できないことから不開示になること、

②FDAが特定医薬品Xの審査について開示した文書のうち、特定物質Aが特定医薬品Xに入っていることを示す文書について審査請求人が令和5年5月に開示請求を行った際、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため不開示決定を行ったこと

を踏まえ、同様の請求内容であれば不開示となることを伝え、請求内容を補正するよう依頼したところ、審査請求人は摘示する事項について回答を求めるのみで、具体的な対象文書を示さず、補正する意思を示さなかった。

(イ) このため、処分庁は、開示請求に係る行政文書を特定することができず、本件開示請求は、単に審査請求人の摘示する事項について回答を求めるにとどまることから、形式上の不備がある不適法な請求であることを理由に、不開示とした。

イ 原処分2の妥当性について

(ア) 本件開示請求は審査請求人の摘示する事項について回答を求めるにとどまるものであり、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には開示請求に係る行政文書を特定するに足る情報が記載されていなかったことから、処分庁は上記アのとおり、審査請求人に請求内容について補正するよう依頼している。

(イ) しかしながら、審査請求人は、引き続き、自身の摘示する事項について回答を求めており、かつ、F D Aが特定医薬品 X の審査について開示した文書のうち、特定物質 A が特定医薬品 X に入っていることを示す文書について令和 5 年 5 月に審査請求人が行った開示請求に対し、同年 6 月に事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため不開示決定を行ったことを示した上で、請求内容を補正するよう依頼しても、なお開示請求に係る行政文書を特定するに足る情報を記載せず、自身のこれまでの主張と要求を繰り返していることから、結局、審査請求人は、行政文書の開示を求めているのではなく、審査請求人の摘示した事項に対し、審査請求人が主張したとおりの回答を求めているに過ぎないと解するのが相当である。

(ウ) したがって、本件開示請求について、法 9 条 2 項に基づき、形式的な不備がある不適法な請求として不開示とした原処分 2 は妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

(ア) 審査請求人は、審査請求書において、2023 年特定月日 α に公表された特定医薬品 X の成分表の特定物質 A に係る部分を開示するよう主張するが、本件開示請求書及び補正の経緯から、審査請求人が本件開示請求において、特定医薬品 X 成分表の一部の開示を求めていたと解する余地はなく、その主張は原処分 2 の結論を左右しない。

(イ) 仮に、特定医薬品 X 成分表の一部の開示を求めるのであれば、「請求する行政文書の名称等」欄にその旨を記載し、新たに開示請求すべきである。

(4) 結論

よって、本件審査請求については、原処分 2 は妥当であるから、棄却すべきである。

3 原処分 3 (諮問第 291 号)

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、開示請求者として、令和 5 年 9 月 24 日付け (同月 26 日受付) で、処分庁に対して、法 3 条の規定に基づき、本件対象文書 3 に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が、令和 5 年 9 月 26 日付けで、審査請求人に対し、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容から、開示請求に係る行政文書を特定することが困難であるとして、請求内容を補正するよう依頼したところ、審査請求人は、同年 10 月 1 日付け (同月 4 日受付) で以下のとおり回答し、請求を継続す

る意思を明らかにした。

「何度も、特定文書をお送りしました。FDAが開示した特定法人が製造販売する特定医薬品X公開資料です。海外でもこの報道はされており、特定物質Aは入っています。厚労省は特定物質Aを国民に打ちますか？何度も資料を特定してお送りしました。入っているのか？入っていないのか？はっきり厚労省の回答でお願いします。特定文書は送っていますから、入っていないと言う根拠の文書〔資料〕を出して下さい。」

ウ これを踏まえ、処分庁は、令和5年11月6日付けで、審査請求人に対し、令和5年特定月日γ付けの特定病原体対応特定医薬品Yの一部変更承認についてのプレリリースが、開示対象となり、かつ処分庁のホームページに掲載されている旨を案内したうえで、請求を継続する意思を確認したところ、審査請求人は、同年11月13日付け（同年16日受付）で以下のとおり回答し、案内した文書の開示を拒否した上で、請求を継続する意思を明らかにした。

「情報開示請求は、持っている情報は開示する義務があります。特定病原体対応特定医薬品Y一部変更で、特定物質Aは入っているのか？いないのか？はっきり開示して下さい。（中略）特定病原体対応特定医薬品Y一部変更承認についてはホームページに出ているので、開示せずに入手が可能だと。厚労省は、特定医薬品Yの成分及び支援材料を認めたうえで、こんな一部変更で確認できると言っていますか？確認できませんので、専門分野としての厚労省の責任において、特定物質Aは一部変更後の特定病原体対応特定医薬品Yに入っているのか？いないのか？答えられるはずですから、答えて下さい。真実を知りたいので、きちんと答えて下さい。（以下略）」

エ これを踏まえ、処分庁は、本件開示請求が形式的な不備がある不適法な請求であるとして、原処分3を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同月26日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分3は妥当であり、棄却すべきである。

（3）理由

ア 原処分3について

（ア）審査請求人が本件開示請求により開示を求める内容は、「特定医薬品Yに特定物質Aが含まれているかどうか」であるが、具体的な対象文書が明らかでないため、処分庁は、審査請求人に対し、具体的な対象文書を示さない場合は文書が特定できないことから不開示になること、併せて令和5年11月6日付けで令和5年特定月日γ

付プレスリリース「特定病原体対応特定医薬品 Y の一部変更承認について」が、開示対象となり、かつ処分庁のホームページに掲載されている旨を案内したものの、審査請求人は摘示する事項について回答を求めるのみで、具体的な対象文書を示さず、補正する意思を示さなかった。

(イ) このため、処分庁は、開示請求に係る行政文書が特定されておらず、本件開示請求は、単に審査請求人の摘示する事項について回答を求めるにとどまることから、形式的な不備がある不適法な請求であることを理由に、不開示とした。

イ 原処分 3 の妥当性について

(ア) 本件開示請求は審査請求人の摘示する事項について回答を求めるにとどまるものであり、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には開示請求に係る行政文書とするに足る情報が記載されていなかったことから、処分庁は上記アのとおり、審査請求人に請求内容について補正するよう依頼している。

(イ) しかしながら、審査請求人は、引き続き、自身の摘示する事項について回答を求めるのみで、かつ、同年 1 1 月 6 日付けの補正にて、令和 5 年特定月日 ャ 付プレリリースが、開示対象となり、処分庁のホームページに掲載されている旨を案内した上で補正を依頼しても、これを拒否し、具体的な行政文書を特定せず、自身のこれまでの主張と要求を繰り返していることから、結局、審査請求人は、行政文書の開示を求めているのではなく、審査請求人が摘示した事項に対し、審査請求人が主張したとおりの回答を求めているに過ぎないと解するのが相当である。

(ウ) したがって、本件開示請求について、法 9 条 2 項に基づき、形式的な不備がある不適法な請求として不開示とした原処分は妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

(ア) 審査請求人は、審査請求書において、FDA が開示した特定医薬品 Y に係るデータを開示するよう主張するが、本件開示請求書及び補正の経緯から、審査請求人が本件開示請求において、当該データの開示を求めていたと解する余地はなく、その主張は原処分 3 の結論を左右しない。

(イ) 仮に、当該データを求めるのであれば、「請求する行政文書の名称等」欄にその旨を記載し、新たに開示請求すべきである。

(4) 結論

よって、本件審査請求については、原処分 3 は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ① 令和6年3月13日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第246号及び同第247号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月27日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第291号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ 同年4月1日 | 審査請求人から意見書を収受（令和6年（行情）諮問第246号及び同第247号） |
| ⑥ 同月16日 | 審査請求人から意見書を収受（令和6年（行情）諮問第291号） |
| ⑦ 同年11月28日 | 審議 |
| ⑧ 同年12月10日 | 令和6年（行情）諮問第246号、同第247号及び同第291号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件各開示請求に係る行政文書開示請求書の記載では行政文書の特定が困難であったことから、審査請求人に対し、行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めたが、審査請求人がこれに適切に応じなかったため、開示請求に係る行政文書の特定不十分という形式上の不備があることを理由に原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

（1）対象文書の特定について

ア 開示請求書に記載を求められる「行政文書を特定するに足りる事項」（法4条1項2号）は、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載を要するものと解される。

イ 当審査会において、本件各開示請求書を確認したところ、「請求する行政文書の名称等」欄には別紙のとおり記載されており、その内容は、審査請求人の疑問に対する回答を求めるものと解され、当該文言だけでは、具体的にどのような文書の開示を求めているのか明らかで

なく、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

審査請求人は、対象文書を特定することなく、法に基づく開示請求により、特定物質Aが特定医薬品X（又は特定医薬品Y）に含まれているかどうかの事実を知ろうとしているものと解される。しかし、法による開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、行政文書を新たに作成したり、加工したりする義務はなく、開示請求の対象とされた行政文書を特定し、特定された行政文書の開示・不開示の妥当性を判断するものである。

このため、本件各開示請求には、請求の対象となる文書の不特定という形式上の不備があるといわざるを得ない。

(2) 求補正の手続について

当審査会において、各諮問書に添付された補正に係る各文書を確認したところ、その内容は上記第3の諮問庁の説明のとおりと認められ、その手続には、法4条2項の規定の趣旨に照らしても不適切な点は認められない。

(3) 本件各開示請求には形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されず、開示請求の対象となる文書を特定することができなかったことから、処分庁が本件各開示請求に形式上の不備があることを理由に原処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙（本件対象文書）

本件対象文書1【諮問第246号】

医薬0913台1号（原文ママ）ですが、「行政文書の保有する情報の公開に関する法律第5条ロの人の生命，健康・・・公にすることが必要と認められる情報とあり，事務処理上作成または収得した事実はないではありません。FDAのネット上の特定医薬品Xの支援材料7ページ目の掲載特定物質Aは何ですか？これは支援材料ではないなら，捏造だと出して下さい。はっきり理由に出して下さい。安心できません。

本件対象文書2【諮問第247号】

過去，何度か連絡を頂き，審査報告書の成分としての特定物質Aが記載されてないと。FDAツイッターでは，成分ではないが支援物質として入っていると。開示請求には正確に，「特定物質Aは支援材料としても，事務処理上作成又は収得した事実がなく実際に保有していない」と，きちんと主語を入れてください。これで確認できます

本件対象文書3【諮問第291号】

特定月日β付特定医薬品Xの併用終了についてのリリースがありましたが，新しい特定医薬品Yには特定物質Aは，支援材料として入っているのか？いないのか？開示して下さい。特定法人に問い合わせ開示して下さい。今までは入っていましたから。